

平成 23 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 住商情報システム株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 中井戸 信英  
(コード：9719、東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 福永 哲弥  
(TEL. 03-5166-1150)

会 社 名 株式会社CSK  
代表者名 代表取締役社長 中西 毅  
(コード：9737、東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 熊崎 龍安  
(TEL. 03-6438-3055)

「住商情報システム株式会社と株式会社CSKの合併契約締結に関するお知らせ」  
の一部変更に関するお知らせ

住商情報システム株式会社（以下「SCS」といいます。）と株式会社CSK（以下「CSK」といい、併せて「両社」といいます。）は、平成 23 年 2 月 24 日付プレスリリース「住商情報システム株式会社と株式会社CSKの合併契約締結に関するお知らせ」（以下「2月 24 日付プレスリリース」といいます。）において、両社間の合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを公表しております。

2 月 24 日付プレスリリースにおいて、CSKの株式会社CSK130%コールオプション条項付第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成 18 年 7 月 27 日発行、以下「第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債」といいます。）は平成 23 年 9 月 28 日をもって上場廃止となる予定である旨をお知らせいたしましたが、東京証券取引所から、上場廃止予定日を同年 9 月 23 日に変更する旨の連絡がありましたことから、その旨お知らせいたします。

また、SCSとCSKは、本日、2 月 24 日付プレスリリースの別紙 3 の内容を本プレスリリース添付の別紙と差し替えること（以下「本件差替」といいます。）を主な内容とする合併契約変更契約を締結しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 2 月 24 日付プレスリリース本文の修正内容

第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止予定日の変更により、2 月 24 日付プレスリリース本文の記載内容につき、下記のとおり修正いたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

(変更前)

取 締 役 会 決 議 日 ( 両 社 )	平成 23 年 2 月 24 日
合 併 契 約 締 結 日 ( 両 社 )	平成 23 年 2 月 24 日
本 公 開 買 付 け の 開 始 日	平成 23 年 3 月 10 日 (予定)

定時株主総会基準日（両社）	平成23年3月31日（予定）
本公開買付けの期間終了日	平成23年4月11日（予定）
定時株主総会（両社） 種類株主総会（CSK）	平成23年6月下旬（予定）
CSKの普通株式及び第7回無担保 転換社債型新株予約権付社債の 上場廃止日	平成23年9月28日（予定）
本合併の効力発生日	平成23年10月1日（予定）
本合併対価の交付日	平成23年10月1日（予定）

（後略）

（変更後）

取締役会決議日（両社）	平成23年2月24日
合併契約締結日（両社）	平成23年2月24日
本公開買付けの開始日	平成23年3月10日
定時株主総会基準日（両社）	平成23年3月31日
本公開買付けの期間終了日	平成23年4月11日
定時株主総会（両社） 種類株主総会（CSK）	平成23年6月下旬（予定）
第7回無担保転換社債型新株予約権 付社債の上場廃止日	平成23年9月23日（予定）
CSKの普通株式の 上場廃止日	平成23年9月28日（予定）
本合併の効力発生日	平成23年10月1日（予定）
本合併対価の交付日	平成23年10月1日（予定）

（後略）

### 3. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

#### （4）上場廃止となる見込み及びその事由

##### ① 上場廃止となる見込み及びその事由

（変更前）

（前略）

本合併は、CSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、SCSを存続会社とする本合併を行うことにより、CSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成23年9月28日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、CSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、CSKの普通株式に対しては、本合併の効力発生日において、合併新会社の普通株式が割当て交付される予定ですが、合併新会社の普通株式は、本合併後も引き続き東京証券取引所において取引することができます。また、CSKの第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本合併に際して合併新会社に承継される予定であり、承継された合併新会社の新株予約権付社債は、平成23年10月1日に東京証券取引所に上場される予定です。

（変更後）

（前略）

本合併は、CSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、SCSを存続会社とする本合併を行うことにより、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、CSKの第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は平成23年9月23日をもって、

CSKの普通株式は平成23年9月28日をもって、それぞれ上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、CSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、CSKの普通株式に対しては、本合併の効力発生日において、合併新会社の普通株式が割当て交付される予定ですが、合併新会社の普通株式は、本合併後も引き続き東京証券取引所において取引することができます。また、CSKの第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本合併に際して合併新会社に承継される予定であり、承継された合併新会社の新株予約権付社債は、平成23年10月1日に東京証券取引所に上場される予定です。

## II. 本件差替の経緯及びその内容

本合併により、CSKの第7回無担保転換社債型新株予約権付社債はSCSに承継されることとなりますが、本件差替は、承継後の新株予約権付社債の社債要項を本プレスリリース添付の別紙のとおりとすることを内容とするものです。

本合併によりSCSが承継するCSKの第7回無担保転換社債型新株予約権付社債には、電子化されている新株予約権付社債（証券会社等の口座管理機関により直接的な管理がなされ、株式会社証券保管振替機構（ほふり）により権利の振替等が取り扱われている新株予約権付社債をいいます。）と社債券が発行されている新株予約権付社債が含まれているところ、SCSが承継した後において当該新株予約権付社債の全てを上場させるためには、電子化されている新株予約権付社債に統一する必要があることが判明したため、SCS及びCSKは、本件差替により、承継後の新株予約権付社債を上場させるために必要な範囲で2月24日付プレスリリースの別紙3の社債要項を変更することといたしました（なお、本件差替に際して一部形式的な修正も加えております。）。

本件差替により、本合併が実施されることとなる場合には、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る社債券の現物を保有されている社債権者の皆様（社債券が発行されている新株予約権付社債には、平成23年4月30日現在未償還の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の0.38%が該当します。）には、証券会社等の口座管理機関を通じて当該社債券の提出を行っていただくこととなります。かかる社債権者の方で、本合併に伴う取扱いについてご不明の点がございましたら、本プレスリリース末尾に記載の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

なお、本件差替は、大部分の社債権者である、社債券不発行の電子化されている新株予約権付社債（平成23年4月30日現在未償還の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の99.62%が該当します。）の社債権者の皆様には影響はありません。

以上

「社債権者様お問い合わせ先」

■株式会社CSK   Tel 0120-361-314

本件差替後の2月24日付プレスリリース「別紙3」の内容

SCSK株式会社130%コールオプション条項付  
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)  
社債要項

1. 社債の名称  
SCSK株式会社130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下本新株予約権付社債といい、そのうち社債のみを本社債、新株予約権のみを本新株予約権という。)
2. 社債総額  
株式会社CSK130%コールオプション条項付第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下承継前新株予約権付社債という。)についての社債に係る債務当初金350億円のうち、当社と株式会社CSKとの間で平成23年2月24日付で締結された合併契約に基づく合併(以下本合併という。)の効力発生日前日の最終において未償還の金額。
3. 各社債の金額  
金100万円の1種
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用  
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、振替機関(第24項に定める。以下同じ。)の振替業に関する業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下本社債権者という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率  
年0.25パーセント。
6. 社債の償還価額  
額面100円につき金100円。  
ただし、繰上償還する場合は第9項第(2)号又は第(3)号に定める価額による。
7. 物上担保及び保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 社債管理者
  - (1) 社債管理者の名称  
住友信託銀行株式会社
  - (2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限  
社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。
  - (3) 社債管理者の辞任  
社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反する

おそれがある場合も含む。)、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

#### 9. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成 25 年 9 月 30 日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては、本項第 (2) 号又は第 (3) 号に定めるところによる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となり非上場会社（その普通株式が金融商品取引所に上場されておらず、かつ店頭売買有価証券として登録されていない株式会社をいう。）が存続会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（以下株式交換等という。）につき当社の株主総会（株主総会決議を必要としない場合は当社の取締役会）で承認決議がなされた場合、当該株式交換等の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき次の価額で繰上償還することができる。

平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの期間については金 101 円

平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 29 日までの期間については金 100 円

(3) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある 20 連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある第 11 項第 (6) 号②に定める転換価額（ただし、転換価額が第 11 項第 (7) 号乃至第 (11) 号によって調整された場合は調整後の転換価額）の 130 パーセント以上であった場合、いつでもその時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。なお、当社が当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当て（以下株式分割等という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日。以下本号において同じ。）の 2 取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの 3 取引日についての本条項の適用にあたっては、第 11 項第 (8) 号②の規定にかかわらず、当該各取引日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第 11 項第 (7) 号に定める転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

(4) 償還すべき日（本項第 (2) 号又は第 (3) 号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下償還期日という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(5) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、本合併の効力発生日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、当該新株予約権付社債についての本社債又は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

#### 10. 利息の支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、本合併の効力発生日から償還期日までこれをつけ、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。

(2) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(4) 償還期日後は利息をつけない。

(5) 本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

#### 11. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計35,000個とする。ただし、本合併の効力発生日の直前に株式会社CSK以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の数が35,000個より少ない場合には、当該少ない個数とする。

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、その行使請求（本項第(3)号に定義する。）により当社が当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分（以下当社の普通株式の発行又は処分を交付という。）する数は、行使請求に係る本社債の金額の合計額を本項第(6)号②に定める転換価額（ただし、本項第(7)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、本合併の効力発生日から平成25年9月27日までの間（以下行使請求期間という。）、当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）、本社債の利息が支払われる日の前営業日並びに振替機関が必要であると認めた日を除き、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(2)号に定める当社の普通株式の交付を請求すること（以下行使請求という。）ができる。ただし、第9項第(2)号又は第(3)号に定めるところにより、平成25年9月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日まで、第16項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時（期限の利益の喪失日を含まない。）までとする。また、本項第(14)号に定める組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要なときは、当社が、行使を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合には、当該期間内は本新株予約権を行使することができない。

(4) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(5) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の金額と同額とする。

②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下転換価額という。）は、当初、本合併の効力発生日の直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。）とする。

(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下転換価額調整式という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(8) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(10)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合。  
 (ただし、本号②の場合、当該証券の取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)  
 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- ②当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。  
 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- ③本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。  
 調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- ④本号①乃至③の場合において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & - \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (9) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。
- (10) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(8)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のな

い日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第(11)号に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (11) 本項第(8)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (12) ①本項第(7)号乃至第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、本項第(8)号④の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- ②本号①の場合の公告の方法は第20項第(3)号に定める。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
- ①当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転(以下組織再編行為という。)をする場合(ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、第9項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の(イ)乃至(ホ)に定める株式会社(以下承継会社等という。)の新株予約権(以下承継新株予約権という。)を交付するものとし、その内容は下記②に定める。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。
- (イ) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (ロ) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (ハ) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
- (ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社



- (ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- ②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ) 新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法  
行使請求に係る承継された社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
- (ニ) 転換価額  
転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の金額と同額とする。
- (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(3)号に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から同号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
- (ト) その他の承継新株予約権の行使の条件  
承継本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- (チ) 承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めない。
- (15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第25項に定める行使請求受付場所(以下行使請求受付場所という。)においてこれを取り扱う。
- (16) ①本新株予約権の行使請求は、振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に振替機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。  
②振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (18) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

## 12. 担保提供制限

- (1) ①当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。以下同じ。)のために担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保

付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

- ②本号①に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でない場合は、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。
- (2) ①当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の特定の資産を留保（以下留保資産提供という。）する場合には、本新株予約権付社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨を定める契約を締結する。
- ②本号①の場合、当社は社債管理者との間に次の（イ）乃至（ト）についても特約する。
- （イ）当社は、契約締結の時点において留保資産のうえには本新株予約権付社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約若しくは設定の予約と同視しうるものが存在しないことを当社が保証し、また本社債の未償還残高が存在する限り、社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産のうえに抵当権等を設定し、又はその設定の予約若しくは設定の予約と同視しうる行為をしない旨。
- （ロ）当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡又は貸与しない旨。
- （ハ）当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。
- （ニ）当社は社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
- （ホ）当社は本社債の未償還残高の減少その他やむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。
- （ヘ）当社は社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために遅滞なく留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
- （ト）前（ヘ）の場合、留保資産のうえに担保付社債信託法に定める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている又は留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前2号は適用されない。

### 13. 担保付社債への切替

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。
- (2) 当社が第12項第(1)号又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

### 14. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために留保資産提供を行うことができる。
- (2) 前号の場合、第12項第(2)号の規定を準用する。

### 15. 担保提供制限に係る特約の解除

- (1) 当社が第12項第(1)号又は第13項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、以後、第12項及び第18項第(3)号は適用されない。
- (2) 当社が第12項第(2)号又は第14項により本新株予約権付社債のために留保資産提供を行った場合、以後、第12項第(2)号は適用されない。

### 16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、第 12 項第 (1) 号又は第 13 項第 (1) 号により当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第 (2) 号に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が第 9 項又は第 10 項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が第 12 項第 (1) 号又は第 (2) 号の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、第 11 項第 (7) 号乃至第 (12) 号、第 13 項第 (2) 号、第 17 項、第 18 項第 (2) 号及び第 (3) 号、第 19 項、第 20 項並びに第 21 項に定める規定に違反し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債その他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立を受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。

#### 17. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度終了後遅滞なく計算書類及び事業報告を提出し、かつ、剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定められた中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第 441 条第 1 項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びそれらの添付書類を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれらの写を社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織による開示を行っている場合は、本号に規定する書類の提出に代えてその旨を通知することで足りるものとする。

#### 18. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
  - ①事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
  - ②事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
  - ③資本金又は準備金の額の減少、組織変更、会社分割、合併、株式交換又は株式移転をしようとするとき。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保権を設定する場合、又は留保資産提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

#### 19. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本新株予約権付社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらに

つき調査することができる。

- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

#### 20. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が、第9項第(2)号に定める繰上償還をしようとする場合は、償還しようとする日の少なくとも2か月前にその旨並びにその金額及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、償還しようとする期日の少なくとも1か月前に必要な事項を公告する。
- (2) 当社が第9項第(3)号に定める繰上償還をしようとする場合は、第9項第(3)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内に、その旨その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、当該最終日から15日以内かつ償還しようとする日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告する。
- (3) 前2号の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

#### 21. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令又は本新株予約権付社債の社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、第20項第(3)号に定める方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告を行う場合は、第20項第(3)号に定める方法によるほか、東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

#### 22. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の新株予約権付社債（以下本種類の新株予約権付社債と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の新株予約権付社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、本種類の新株予約権付社債の新株予約権付社債券又は社債等振替法第222条第3項の規定による書面を当社又は社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 23. 新株予約権の交付日

平成23年10月1日

#### 24. 振替機関 株式会社証券保管振替機構

#### 25. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 26. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

以上